

訪問型サービスの人員及び設備基準(案)

		訪問介護	現行相当	訪問介護+基準緩和 (現行相当+基準緩和)	基準緩和
管理者	常勤専従1人 ※支障がない場合は事業所内の他の業務、同一敷地内の他事業所の職務に従事可	常勤専従1人 ※支障がない場合は事業所内の他の業務、同一敷地内の他事業所の職務に従事可	常勤専従1人 ※支障がない場合は事業所内の他の業務、同一敷地内の他事業所の職務に従事可	常勤専従1人 ※支障がない場合は事業所内の他の業務、同一敷地内の他事業所の職務に従事可	常勤専従1人 ※支障がない場合は事業所内の他の業務、同一敷地内の他事業所の職務に従事可
資格要件	なし	なし	なし	なし	なし
サービス提供責任者	利用者40人ごとに常勤1人(常勤換算によることも可)	利用者40人ごとに常勤1人(常勤換算によることも可)	利用者40人ごとに常勤1人(常勤換算によることも可)	利用者40人ごとに常勤1人(常勤換算によることも可)	1人以上
資格要件	<ul style="list-style-type: none"> 介護福祉士 実務者研修修了者 基礎研修課程修了者 一級課程修了者 三年以上の実務経験を有する二級課程修了者(減算あり) 三年以上の実務経験を有する初任者研修課程修了者(減算あり) 看護師又は准看護師 	<ul style="list-style-type: none"> 介護福祉士 実務者研修修了者 基礎研修課程修了者 一級課程修了者 三年以上の実務経験を有する二級課程修了者(減算あり) 三年以上の実務経験を有する初任者研修課程修了者(減算あり) 看護師又は准看護師 	<ul style="list-style-type: none"> 介護福祉士 実務者研修修了者 基礎研修課程修了者 一級課程修了者 三年以上の実務経験を有する二級課程修了者(訪問介護・現行相当は減算なし) 三年以上の実務経験を有する初任者研修課程修了者(訪問介護・現行相当は減算あり、基準緩和は減算なし) 看護師又は准看護師 	<ul style="list-style-type: none"> 介護福祉士 実務者研修修了者 基礎研修課程修了者 一級課程修了者 三年以上の実務経験を有する二級課程修了者(減算なし) 三年以上の実務経験を有する初任者研修課程修了者(減算なし) 看護師又は准看護師 	
訪問介護員 (生活援助員)	訪問介護員 常勤換算2.5人以上	訪問介護員 常勤換算2.5人以上	訪問介護員 常勤換算2.5人以上	訪問介護員 常勤換算2.5人以上 生活援助員 実情に応じた適当数(配置しないことも可)	生活援助員 常勤換算1.0人以上
資格要件	<ul style="list-style-type: none"> 介護福祉士 実務者研修修了者 基礎研修課程修了者 一級課程修了者 二級課程修了者 初任者研修課程修了者 看護師又は准看護師 	<ul style="list-style-type: none"> 介護福祉士 実務者研修修了者 基礎研修課程修了者 一級課程修了者 二級課程修了者 初任者研修課程修了者 看護師又は准看護師 	<ul style="list-style-type: none"> 介護福祉士 実務者研修修了者 基礎研修課程修了者 一級課程修了者 二級課程修了者 初任者研修課程修了者 看護師又は准看護師 	<ul style="list-style-type: none"> 介護福祉士 実務者研修修了者 基礎研修課程修了者 一級課程修了者 二級課程修了者 初任者研修課程修了者 看護師又は准看護師 広島市が指定する研修の修了者 	
設備	事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 必要な設備・備品	事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 必要な設備・備品	事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 必要な設備・備品	事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 必要な設備・備品	事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 必要な設備・備品

人員に関する基準

訪問型サービス

広島市生活援助員養成研修（案）の実施について

介護予防・日常生活支援総合事業の生活援助特化型訪問サービスにおける生活援助員の資格要件については、生活援助に特化した訪問サービスのため、介護福祉士等の有資格者だけでなく、広島市が指定する事業者が行う広島市生活援助員養成研修（案）の修了者も従事可能とする予定です。

生活援助員養成研修（案）の実施内容については、次のとおりです。

1 研修科目と研修時間数

科目名	研修時間数
1. 介護・福祉サービスの理解 ① 多様なサービスの理解 ② 介護職の仕事内容や働く現場の理解	90分
2. 介護における尊厳の保持・自立支援 ① 人権と尊厳を支える介護 ② 自立に向けた介護	90分
3. 職業倫理とリスクマネジメント ① 介護職の役割、専門性と他職種との連携 ② 介護職の職業倫理 ③ 介護における安全の確保とリスクマネジメント	90分
4. 介護におけるコミュニケーション技術 ① 介護におけるコミュニケーション ② 介護におけるチームのコミュニケーション	90分
5. 老化の理解 ① 老化に伴うところとからだの変化と日常 ② 高齢者と健康	90分
6. 認知症の理解 ① 認知症を取り巻く状況 ② 医学的側面から見た認知症の基礎と健康管理 ③ 認知症に伴うところとからだの変化と日常生活 ④ 家族への支援	90分
7. 生活支援技術 ① 生活と家事 ② 生活支援技術演習	120分
修了評価	60分
合計	720分

2 研修開始時期

平成29年3月を予定

3 研修実施の方法

広島市が指定する生活援助員養成研修事業者により実施予定

通所型サービスの人員及び設備基準(案)

	通所介護	現行相当	通所介護+基準緩和	基準緩和
管理者	常勤専従1人 ※支障がない場合は事業所内の他の業務、同一敷地内の他事業所の職務に従事可 なし	常勤専従1人 ※支障がない場合は事業所内の他の業務、同一敷地内の他事業所の職務に従事可 なし	常勤専従1人 ※支障がない場合は事業所内の他の業務、同一敷地内の他事業所の職務に従事可 なし	常勤専従1人 ※支障がない場合は事業所内の他の業務、同一敷地内の他事業所の職務に従事可 なし
資格要件	なし	なし	なし	なし
生活相談員	サービス提供時間を通じて1人以上	サービス提供時間を通じて1人以上	サービス提供時間を通じて1人以上	サービス提供時間を通じて1人以上 ※介護職員に初任者研修以上の資格者が配置されている場合は配置不要
資格要件	・社会福祉主事任用資格者 ・社会福祉士 ・精神保健福祉士 ・介護支援専門員 ・介護福祉士 ・上記と同等以上の能力を有すると認められる者として市が認めた者	・社会福祉主事任用資格者 ・社会福祉士 ・精神保健福祉士 ・介護支援専門員 ・介護福祉士 ・上記と同等以上の能力を有すると認められる者として市が認めた者	・社会福祉主事任用資格者 ・社会福祉士 ・精神保健福祉士 ・介護支援専門員 ・介護福祉士 ・上記と同等以上の能力を有すると認められる者として市が認めた者	・社会福祉主事任用資格者 ・社会福祉士 ・精神保健福祉士 ・介護支援専門員 ・介護福祉士 ・上記と同等以上の能力を有すると認められる者として市が認めた者
介護職員	利用者15人まで 1人以上 利用者16人以上 利用者1人につき0.2人以上	利用者15人まで 1人以上 利用者16人以上 利用者1人につき0.2人以上	利用者15人まで 1人以上 利用者16人以上 利用者1人につき0.2人以上	利用者15人まで 1人以上 利用者16人以上 利用者1人につき0.2人以上
資格要件	なし	なし	なし	生活相談員を配置しない場合はサービス提供時間を通じて以下の資格を有する者を1人以上配置 ・社会福祉士 ・精神保健福祉士 ・介護支援専門員 ・介護福祉士 ・実務者研修修了者 ・基礎研修課程修了者 ・一級課程修了者 ・二級課程修了者 ・初任者研修課程修了者 ・看護師又は准看護師
看護職員	サービス提供日ごとに1人配置 (利用定員10人以下の場合は不要)	サービス提供日ごとに1人配置 (利用定員10人以下の場合は不要)	サービス提供日ごとに1人配置 (利用定員10人以下の場合は不要)	不要
資格要件	看護師又は准看護師	看護師又は准看護師	看護師又は准看護師	不要
機能訓練指導員	1人以上	1人以上	1人以上	1人以上
資格要件	・理学療法士 ・作業療法士 ・言語聴覚士 ・看護師又は准看護師 ・柔道整復師 ・あん摩マッサージ指圧師	・理学療法士 ・作業療法士 ・言語聴覚士 ・看護師又は准看護師 ・柔道整復師 ・あん摩マッサージ指圧師	・理学療法士 ・作業療法士 ・言語聴覚士 ・看護師又は准看護師 ・柔道整復師 ・あん摩マッサージ指圧師	・理学療法士 ・作業療法士 ・言語聴覚士 ・看護師又は准看護師 ・柔道整復師 ・あん摩マッサージ指圧師
設備に関する基準	・食堂兼機能訓練室 (3㎡×利用定員以上) ・静養室 ・相談室 ・事務室 ・消火設備その他の非常災害に際して必要な設備 ・その他必要な設備及び備品	・食堂兼機能訓練室 (3㎡×利用定員以上) ・静養室 ・相談室 ・事務室 ・消火設備その他の非常災害に際して必要な設備 ・その他必要な設備及び備品	・食堂兼機能訓練室 (3㎡×利用定員以上) ・静養室 ・相談室 ・事務室 ・消火設備その他の非常災害に際して必要な設備 ・その他必要な設備及び備品	・食堂兼機能訓練室 (3㎡×利用定員以上) ・静養室 ・相談室 ・事務室 ・消火設備その他の非常災害に際して必要な設備 ・その他必要な設備及び備品

人員に関する基準

通所型サービス